

① 申請者の住所・事業者名、電話	住 所 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 5609 番地 事業者名 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 電 話 0748-65-6370
② 県内の事業所の住所・事業所名、電話	住 所 〒528-0005 事業者名 滋賀県甲賀市水口町水口 5609 番地 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 電 話 0748-62-8137
② 指定を受ける研修事業の名称	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 介護職員初任者研修 (通学)
③ 研修課程および学習方法	介護職員初任者研修課程 (通学)
⑤ 開講の目的	地域で暮らす要介護者を支援する介護職員の人材確保のため、基本的な技術・知識・共感、傾聴力を備えた介護人材を養成することを目的として実施する。
⑥ 指令年月日等	令和8年2月18日 滋賀県指令医福第21号
⑦ 受講資格	① 法人で雇用中の無資格の介護職員 ② 一般公募で開講日時点において心身ともに健康な者
⑧ 定 員	10名
⑨ 募集・研修期間	(募集期間) 令和8年4月1日 ~ 令和8年5月20日 (研修期間) 令和8年6月6日 ~ 令和8年9月18日
⑩ 研修カリキュラム	カリキュラム日程表 (様式第4号-1) 研修区分表 (様式第4号-2) 参照
⑪ 研修会場の名称・住所 ・ 講義 ・ 演習	【講義】 水口社会福祉センター 滋賀県甲賀市水口町水口 5609 番地 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 会議室 1・2・3  【演習】 水口社会福祉センター 滋賀県甲賀市水口町水口 5609 番地 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 会議室 1
⑫ 実習施設の名称等	実施する (実習施設利用計画書 (様式第6号参照)) 【実習先】 ・ 甲賀市社協 デイサービスセンターすこやか荘 ・ 甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち ・ 甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま ・ 甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか
⑬ 使用テキストおよび通信添削課題	出版社名 株式会社 日本医療企画  テキスト 介護職員初任者研修課程テキスト3巻

<p>⑭受講手続きおよび本人確認の方法 (選考方法含む)</p>	<p>【受講手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の申込書に必要事項を記入の上、本人確認方法に記載されている書類の写しと申込書を同封し下記の住所へ持参もしくは郵送にて申し込みを行う。 (郵送の場合の申込締め切りは、締切日必着とする) 〒528-0005 甲賀市水口町水口 5609 番地 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 在宅生活支援部行</li> <li>・ 応募者多数の場合は、申込の先着順で受付、定員になり次第締め切りさせていただきます。</li> </ul> <p>【本人確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込みの際に、住民票 もしくは 運転免許証、パスポートにて行います。</li> </ul>
<p>⑮受講料、テキスト代等および支払い方法 (受講料補助制度含む。)</p>	<p>受講料：56,100 円 (テキスト代、消費税含む) 支払い方法：受講決定通知到着後、期日までに指定の銀行口座へ振り込んでください。</p> <p>受講料キャッシュバック、補助金制度あり (補助資格要件あり)</p>
<p>⑯解約条件および返金の有無等</p>	<p>【解約条件】</p> <p>① 受講者の都合により解約した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開講式 5 日前までに解約した場合は全額返金とし、返金方法は振り込みのみとし、振り込み手数料は受講者負担とします。</li> <li>・ 開講式以降に解約した場合は、返金しません。</li> </ul> <p>② 研修事業者から解約した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開講日の時点で受講希望者が少数で開講しなかった場合は全額返金とします。返金方法は振り込みのみとし、振り込み手数料は法人負担とします。</li> </ul>
<p>⑰欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準</p>	<p>研修は、欠席、遅刻、早退することなく受講して下さい。</p> <p>【欠席・遅刻・早退の取扱】</p> <p>1 欠席する場合は事前に届出るか、やむを得ない時は必ず電話連絡をお願いします。</p> <p>2 研修を受講しなかった場合および 10 分以上の遅刻・早退をした場合は該当科目を欠席したとみなします。また、10 分以内の遅刻でも講義開始時刻までに連絡がない場合は欠席したものと扱います。</p> <p>【受講取消について】</p> <p>次に該当する場合は受講を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 著しく研修意欲にかけ、修了の見込みがないと認められる場合</li> <li>2 研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなる場合</li> <li>3 受講者からの研修の受講辞退の申し出があった場合</li> </ol> <p>病気、怪我、体調不良等で受講が困難と判断された場合</p>
<p>⑱研修修了の認定方法、評価方法と合格基準</p>	<p>認定方法：下記項目の修了を認定した方には修了証明書を交付します。</p> <p>評価方法と合格基準：様式 11 号を参照してください。</p> <p>実習においては、実習記録を作成し、実習先からの確認印を得ていること。</p>
<p>⑲補講の方法および補講料</p>	<p>対象：科目を欠席された方で、当法人がやむを得ない事情があると認められる場合(必要に応じて証明等の提出)については、欠席の教科について次のように補講を行います。</p> <p>実施日：実施主体である当法人が指定した日時</p> <p>実施方法：1 別途、講義・演習を実施します。 2 講師の都合で 1. が開催できない場合は、13 時間を限度にビデオやレポート提出等で代替とします。 3 実技演習、施設実習および「人権に関する基礎知識」については、欠席教科を改めて受講していただく必要があります。</p>

	<p>補講料：1日当たり10,000円（半日5,000円）          支払い方法：学則15項と同様に振込にてお支払いください。</p>
⑳募集の広報の方法	<p>指定を受けてから、当法人のホームページに掲載、関係機関等でチラシ配布等を行います。</p>
㉑情報公開の方法 (ホームページアドレス等)	<p>下記のホームページにて情報開示します。  <a href="https://kokashakyo.jp/">https://kokashakyo.jp/</a></p>
㉒受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程作成の有無(有)・無)  <b>【受講者の個人情報について】</b>          1 他に漏れないよう厳重に管理し、犯罪捜査等の法律上定められた目的に使用する以外は、受講者の承諾なしに第三者に提供いたしません。          2 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に登載を目的として、滋賀県に報告し滋賀県が管理する修了者名簿に記載されます。  <b>【受講者について】</b>          研修を受講する上で知り得た個人情報について、他人に漏らすことは禁じます。</p>
㉓受講中の事故等についての対応	<p>研修は安全に実施するよう努めますが、万が一に備え主催者が加入する保険を利用し可能な限り対応します。          また研修中に体調が悪くなった場合は、緊急連絡先に連絡し必要な対応を行います。健康保険証を持参されることをお勧めします。</p>
㉔研修責任者名と役職	<p>氏名：湯次 耕大          所属名：社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会          役職：事務局長</p>
㉕課程編成責任者名と役職	<p>氏名：合屋 圭子          所属名：社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会          役職：在宅生活支援部 部長</p>
㉖情報開示責任者名、役職および連絡先	<p>氏名：湯次 耕大          所属名：社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会          役職：事務局長          連絡先：0748-65-6370</p>
㉗苦情相談担当者名、役職および連絡先	<p>氏名：合屋 圭子          所属名：社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会          役職：在宅生活支援部 部長          連絡先：0748-62-8137</p>
㉘事業所の研修担当者名と連絡先	<p>氏名：合屋 圭子          所属名：社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会          役職：在宅生活支援部 部長          連絡先：0748-62-8137</p>
㉙その他研修に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募者が少数の場合は、開講を中止します。</li> <li>・ 応募者多数の場合は、定員になり次第締切とします。</li> <li>・ 敷地内は禁煙となっています。</li> <li>・ 地震その他の災害、不慮の事故等により研修が延期、中止になる場合があります。</li> <li>・ 各自昼食や飲み物を持参してください。</li> </ul>